

佐賀県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 伊万里山内線	伊万里市大川内町字三本松丙 三〇二六番四地先から	伊万里市大川内町字四本松甲 三二二三番一地先まで
	伊万里市大川内町字三本松丙 三〇二六番四地先から 伊万里市大川内町字四本松甲 三二二三番一地先まで	
	前	後
	一三・〇	二九・三 一五・一
	幅員	延長
	メートル	メートル
	一八七・二	一八七・二